

「LEC 椋島のリマインドアップ道場〔一般常識〕」講義教材 (RL13164) から
 第45回社労士試験【選択式】労一般 空欄Bが**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13164 p.8

試験に役立つ一般常識の即得点テクニック

(オ) 「～推進者」と「努力義務」規定

法規名	担当者名称	事業主の選任義務
高年齢者雇用安定法	高年齢者雇用推進者	努力義務
障害者雇用促進法	障害者雇用推進者	
職業能力開発促進法	職業能力開発推進者	
育児介護休業法	職業課程両立推進者	
パートタイム労働法	短時間雇用管理者	

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題
 【選択式】 労働一般常識 【空欄B】

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけている。この法定雇用率は平成25年4月1日から改定され、それにもなつて、毎年6月1日時点の障害者雇用状況を管轄公共職業安定所の長に報告する必要のある民間企業は 人以上に拡大された。 人以上の企業には、 を選任するよう努力することが求められている。

(解答 → ①50)

解答 → ③障害者雇用推進者



※実際の教材では赤字にはなっていません。